

専用水道設置者 様

千葉市保健所長

水質基準に関する省令等の一部改正について（通知）

今般、「水質基準に関する省令等の一部を改正する省令」（平成22年厚生労働省令第18号）が平成22年2月17日に公布され、平成22年4月1日から施行されることとなりました。ついては、下記事項に留意の上、適正な水質管理を図るよう、よろしくお願ひします。

記

- 1 水質検査項目 カドミウム及びその化合物
- 2 水質基準値 0.003 mg/L 以下

カドミウム及びその化合物	現行 (平成22年4月1日から)	改正前 (平成22年3月31日まで)
水質基準値	0.003 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
基準値の2分の1	0.0015 mg/L	0.005 mg/L
基準値の5分の1	0.0006 mg/L	0.002 mg/L
基準値の10分の1（検出下限値）	0.0003 mg/L	0.001 mg/L

(注) 水道法施行規則（省令）第15条第4号に基づく水質検査において、「カドミウム及びその化合物」の基準値の改正により、過去の検査結果が基準値の二分の一（0.0015 mg/L）を超えたことがある施設については、規則第15条第3号ハに基づく水質検査を実施することとなります。各施設の過去における「カドミウム及びその化合物」の水質検査結果を確認した上で、適正な水質検査を行ってください。（別紙参照）
(原水並びに水源及びその周辺の状況に変更等が無い場合。)

3 備考

水質基準に関する省令等の改正に伴い、「専用水道のでびき」を改訂しました。

千葉市保健所環境衛生課ホームページからダウンロードできますので、参考にして
ください↓

(<http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/hokenjo/kankyo/download/20100401tebiki-sennsui.pdf>)

担当 環境衛生課施設指導係
電話 043-238-9940
FAX 043-238-9945